

◎東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

の財政援助及び助成に関する法律

（平成二十三年五月一日法律第四〇号）

一、提案理由（平成二十三年四月三〇日・衆議院災害対策特別委員会）

○松本（龍）国務大臣　ただいま議題となりました東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生いたしました東日本大震災は、マグニチュード九・〇という巨大地震と大津波、またこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の災害をもたらしました。

本法案は、東日本大震災による甚大かつ深刻な被害に緊急に対処することにより、被災者、被災地の一日も早い平穏な生活を取り戻すため、地方公共団体等に対する特別の財政援助、及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中

小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行うものであります。

次に、本法案の内容について、その概要を御説明いたします。第一に、東日本大震災により甚大な被害をこうむった地方公共団体等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行います。

被災地方公共団体の財政力と被害の状況に踏まえ補助率をかさ上げすることとしており、特に公共土木施設については対象となる事業の負担額を合算し、標準税収入と比較することによって段階的に補助率を決定する、いわゆる総合負担軽減方式を採用しております。補助率の水準は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象とされている施設の補助率との均衡を踏まえて定めております。

第二に、社会保険の加入者等についての負担の軽減について、被災者、事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等の措置を講じます。

第三に、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等について、被災した農業、漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険てん補率の拡充、政策金融の償還期間の延長等を行います。

そのほかにも、地方債の発行の特例措置など幅広い特別の措置を講ずることとしております。

以上が、本法案の提案理由及び内容の概要であります。が、東日本大震災は、その被害の全容が把握されておらず、現時点でも多くの避難者がおり、原子力発電所事故も予断を許さない状況が続いております。

これに対し、政府一体となつて対策に取り組んできたところであります。が、被災地の実情をかんがみれば、本法案の内容については、政府として早急に措置を講じる必要があると考えております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院災害対策特別委員長報告

(平成二十三年四月三〇日)

○吉田おさむ君　ただいま議題となりました東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるもので、その主な内容は、

第一に、東日本大震災により甚大な被害を受けた地方公共団体等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等について補助等の財政援助を行うこと、

第二に、被災者、事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等の措置を講じること、

第三に、被災した農業・漁業者、中小企業者に対する信用保険のてん補率の引き上げ、政策金融の償還期限の延長等を行ふこと

などであります。

本案は、昨二十九日本委員会に付託され、本日、松本防災担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院災害対策特別委員長報告

(平成二十三年五月二日)

○ツルネンマルティ君　ただいま議題となりました法律案につ

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

一四六

きまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置を実施しようとするものであります。

委員会におきましては、本法での原子力発電所事故被害への対応、瓦れき処理における地方負担及び今後の予算措置、風評被害に対する支援措置の在り方等について質疑が行われました
が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。